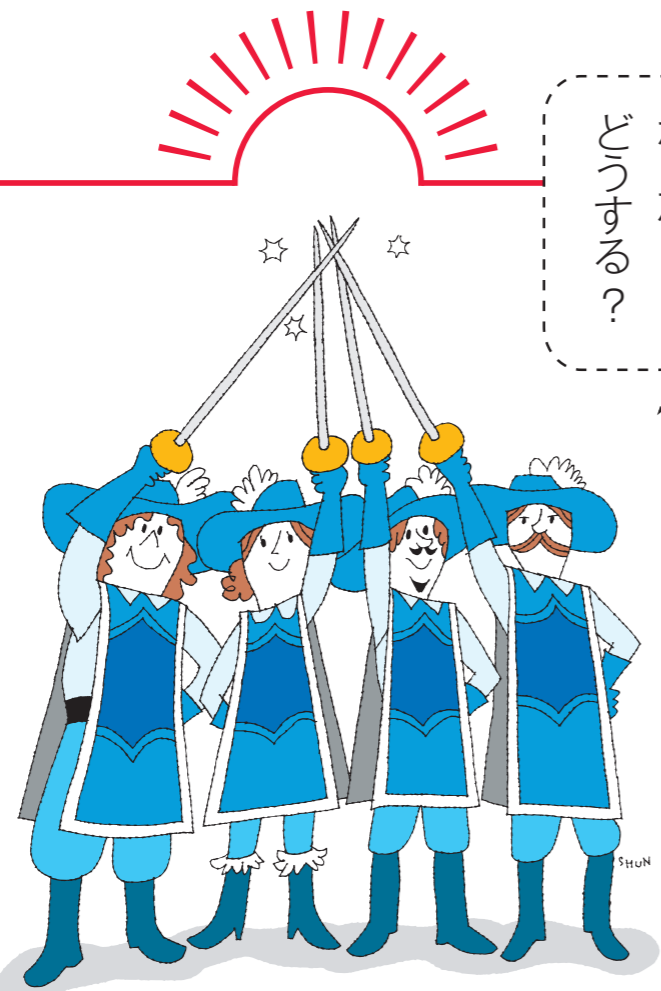


管理者要件で注目!

主任ケアマネ になろう

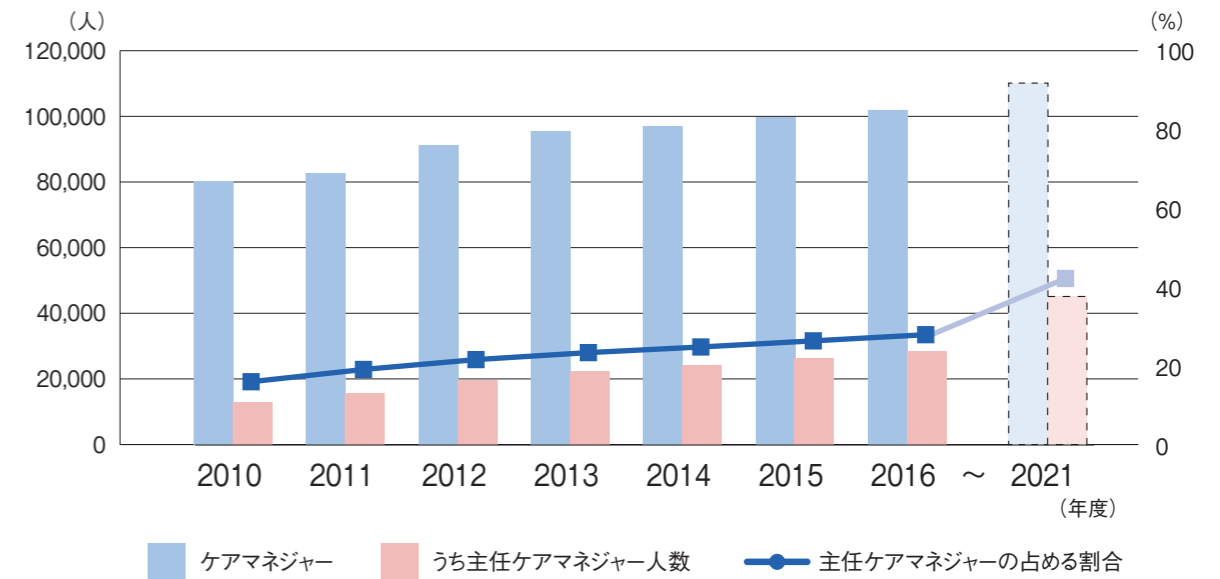


なったら
どうする??

どうやって
指導する??

4月の報酬改定で運営基準が変更され、2021年度以降は主任ケアマネジャーでなければ居宅介護支援事業所の管理者になれなくなります。主任が一人もない事業所では3年以内に受講するか、すでに資格を持っている人をスカウトしてこなくてはなりません。事業所によっては、事業継続にかかわる待たなしの状況です。あなたは取る? 取らない? 主任ケアマネジャーの今を取り上げます。

図1 ケアマネジャー従事者数の推移と主任ケアマネジャーの占める割合



※調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す従事者数の実数は前年以前と単純に年次比較できない。
出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」より編集部で作成

約2.5人に1人が
主任ケアマネジャーの時代に

さて、現在主任ケアマネはどれくらいいて、管理者要件になることでどれくらいの人が必要になるのでしょうか。

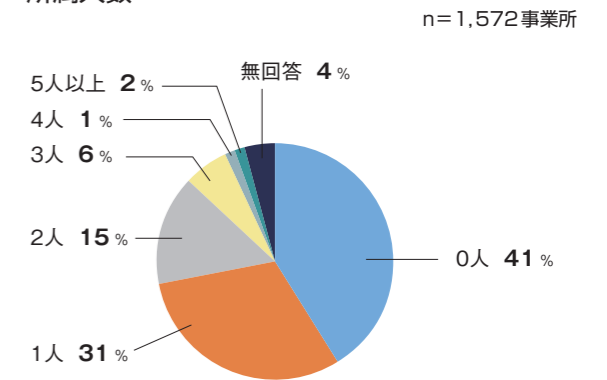
厚生労働省が2016年度に行った「介護サービス施設・事業所調査」によると、居宅介護支援事業所で働くケアマネジャー約10万2,000人のうち、主任ケアマネは約2万8,000人。主任ケアマネが全体に占める割合は約3割で、微増を続けています(図1)。全国にあるケアマネ事業所の数は約4万カ所(2016年度現在)ですから、あと約1万2,000人が不足しているということになります。

ただ、これは単純計算したときの数字。同じ事業所に、複数の主任がいることだってあります。

2016年度の「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査」によれば、「主任が1人もいない」と答えた事業所は41%と最も多く、次いで「1人」が31%、「2人」が15%(図2)。約4割の事業所が「主任なし」というのが、今の実態なのです。

なお、この調査の母数は1,572事業所なので、現在の事業所数約4万カ所と同じ割合にそろえると、全国で約1万7,000人が必要という計算。事業所運営を考えれば、主任1人では万が一のときの不安が残るため、取得希望者はさらに増えることが予想されます。3年後には、実に2.5人に1人が主任ケアマネジャーという時代がやってきます。

図2 1事業所あたりの主任ケアマネジャーの所属人数



出典：厚生労働省「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員の業務等の実態に関する調査」(2016年度)